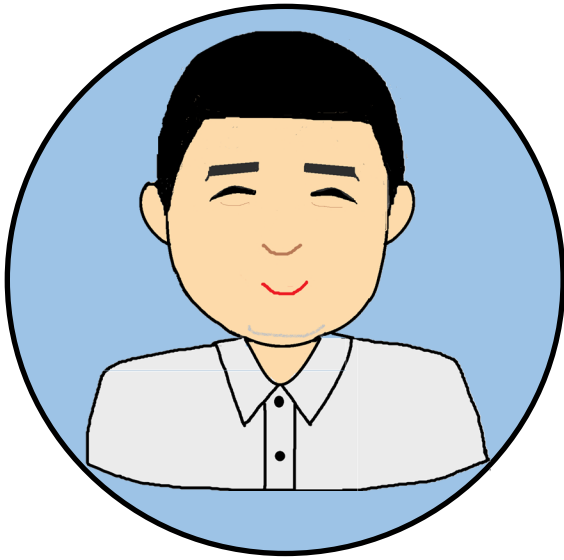


DFはどのような業務を行っているのですか



F (H12年入庁)

検察事務官

ひと言メモ

昨年、子どもたちと初めてディズニーに行き、感動しました。



DF(デジタルフォレンジック)とは、パソコンやスマートフォンなどのデジタル機器から犯罪の証拠となるデータを安全に取り出して解析する技術のことを言います。

削除されたファイルの復元やチャット履歴の確認、通信ログの分析などを通じて、「誰が、いつ、何をしたか」を明らかにします。

近年、スマートフォンを始めとしたデジタル機器が生活の必需品となっているため、証拠物がデジタルデータであることも多くなっています。

デジタルデータ自体が非常に改変されやすい性質を持つため、それを保管する検察庁職員も、意図しないタイミングで改変が起こらないように作業した上で、証拠物であるデジタルデータを活用する必要があります。

(2枚目に続く)

DFはどのような業務を行っているのですか

例えば、被疑者のスマートフォンに存在する事件に関係あるメールのやりとりを証拠とする際には、まずメールの内容を改変してしまわないように、保全作業(平たく言えばコピーを作成)した上で中身を検討していく必要があるのです！

実際に、検察庁では、デジタルデータの改変を起こさない技術によってデジタルデータを保全し、保全後のデータを解析調査することで、刑事裁判に活用できる証拠物の発見に努めています。

被疑者のスマートフォンを分析・情報収集・・・と言うと警察での捜査を連想すると思われますが、実は検察庁でもDFを行っているのです。(DF専属の職員もおります！)

[← Q & A にもどる](#)